

No.	大項目	中項目	質問	回答
1	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	講師紹介	登録要件を満たした講師がいる場合は「HP掲載講師要件救済措置サポート」はサービス提供対象外との認識でよろしいでしょうか。	現状では登録要件を満たす講師がいないスクール向けに、登録条件を満たす講師の方をご紹介するサービスとなっております。今後、条件の緩和の検討を行い、より多くのスクールにご紹介を行っていく可能性もございます。
2	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	利用規約	JUIDA国家ライセンススクール運営支援サービス利用規約の第12条についての質問です。 これは、契約期間中、もしくは契約解除後3年間は、第三者への登録講習機関への登録、運営を支援するサービスをしてはいけないということでしょうか。 また契約解除をした場合、登録講習機関として、独自に講習を行うことはできるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。こちらは競業禁止に関するものとなります。 JUIDA独自のサービスや秘密情報について、契約締結時に予定している用途以外で使うことや、他人に開示する等の情報漏洩を防ぐ目的の規約となっております。 従いまして、JUIDAと同様の登録講習機関をサポートする運営を行うことはできません。 また、登録講習機関の運営に関しては、続けていただくことは可能です。しかしながら、テキストや講師養成講座等JUIDAサポートに関するものは使用できませんので、届け出事項を変更していただく必要がございます。
3	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	管理者養成	管理者講習ですが、 管理者予定の人間が受講するのは当然だとは思いますが、 「副管理者」予定の者も受講しなければなりませんよね？	管理者業務の一部を行う場合、受講の必要があります。ただ、管理者の責任の下、雑務をやる場合はその限りではありません。詰まるところ管理者業務の判断を行う人は副管理者とする必要があり、副管理者は全員受講する必要があります。
4	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	行政書士代行サービス	今現在、「JUIDA国家ライセンススクール運営支援プラン」を申し込んでおりますが「行政書士代行プラン」を追加することも可能でしょうか？	可能です。追加をご希望の場合は以下のJUIDAサポート受付アドレスまでご連絡の程宜しくお願い致します。  juida-support@uas-japan.org
5	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	行政書士代行サービス	分校手続き追加にかかる費用について教えてください。	【行政書士代行サービス】 本校分の55万円に追加して分校毎に5.5万円が発生致します。 本校＋分校1校の場合には60.5万円、1校＋分校2校の場合には66万円になります。 また、登録免許税は別途必要となります。 ※なお、国家ライセンススクール運営支援サービスも、分校毎に年間利用料（36万円税別）がかかります。

No.	大項目	中項目	質問	回答
6	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	講師養成	講師養成講座の開催を講習機関ではなく、管理団体であるJUIDAが実施することは問題ないのでしょうか。	講師養成講座は講習ではなく、講師の研修にあたります。講習は登録講習機関で実施いただきますが、研修に関しては管理団体がその役割について知見を活かし、担っていくことについて航空局様にもお話しております。 国内最大級の管理団体として、JUIDAは充実した講師陣を揃えた講師養成講座を国家ライセンス運営支援サービスお申込みのスクールの皆様に提供してまいります。
7	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	講師養成	講師養成講習の修了証のようなものは何か発行されるのでしょうか？	実技と座学の講座受講後、受講料のご入金をJUIDAにて確認した後修了証を発行いたします。
8	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	講師養成	講師養成講座の実技教習について、機体は各自持込でしょうか	各自持ち込みです。
9	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	講師養成	講師養成講座の申し込み条件について登録免許税の支払いが完了していること。 事務規程を届出していること。 の条件が記載されていますが、2項目の事務規定を届出していること、詳細を伺いたいです。	講師研修の受講条件につきましては、航空局の確認を取りまして、以下の条件を満たした後、受講可能となります。 登録申請に関しては、登録免許税の支払いが完了していること。 (登録講習機関登録証の受領にはお時間がかかることもあり、受領できていない状態で大丈夫です) 講習事務規定の届け出に関しては、無人航空機講習事務規程の送付を行った時点でお申込み可能となります。  詳細は航空局の以下申請フローのサイトをご確認下さい。 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001510301.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001510301.pdf</a> ※また、行政書士代行サービスご利用の方は、必ずジーテックに登録申請と講習事務規定届出の航空局への提出状況をご確認の上、お申込み下さい。
10	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	手続き、費用	JUIDA国家ライセンス運営支援サービスの契約成立はどの時点からになりますでしょうか。	ご送付頂きました「同意書」と「適合検査チェックリスト」が問題ないことをJUIDAにて確認し、その旨をメールにてご返信した時点からになります。これより、運営支援サービスの提供開始となります。
11	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	手続き、費用	JUIDA国家ライセンス運営支援サービスの費用の発生日はいつになりますでしょうか。	毎年の年会費を前年度の2月末にご請求し、3月末にご入金いただきます。

No.	大項目	中項目	質問	回答
12	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	手続き、費用	JUIDA認定スクール費用に加えて、更に国家ライセンス運営支援サービスの費用を負担せねばならず高額だと感じました。どのような料金設定になっているのでしょうか。	<p>国家ライセンス運営支援サービス費用は基本的に監査代となります。</p> <p>JUIDAは国の監査要件に従う必要があり、国の基準を満たす監査を毎年実施いたします。それに加え3年に一度は往査も実施する必要があるため非常に手間がかかり、監査代としてこの金額はある程度妥当性のある金額と認識しております。</p> <p>この監査に加え、説明会の実施や届け出に関するひな形の提供を無料で行います。また国内最大級の管理団体としての強味を活かし、他団体では難しいJUIDAならではの運営支援サービスにより以下の提供を行います。</p> <p>国家ライセンス用テキスト、講師養成講座、管理者養成講座、国家ライセンス対応HPにおいて各種資料のダウンロードやFAQの閲覧、実地試験コース設営動画・コース設営資料の提供、講師養成講座の解説資料、無人航空機操縦士・学科試験対策本（予定、1等・2等）</p>
13	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	手続き、費用	今時点では準備が完了出来ておらず、開校までに準備が整う予定であるものに関して、「適合検査チェックリスト」はどのようにすればよいでしょうか。	適合性チェックリストはスクール様が登録講習機関の登録に向けて、準備の意志があることを確認するものとなっております。従いまして、今段階では施設や設備、講師の条件を満たせていない場合でも、開校までに準備完了予定であればチェックいただいても構いません。
14	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	手続き、費用	適合検査チェックリストについて、設問7の一等についてですが一等の開講予定はなく、空欄での送付となってしまいますが影響がございましたでしょうか？	設問7に限らず、適合検査チェックリストはすべての欄にチェックいただき受理させていただきます。従いまして空欄では受理できませんので、該当がない場合は斜線をご入力ください。
15	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	手続き、費用	適合検査チェックリストですが、チェックボックスに「✓」以外の記載をしても問題ございませんでしょうか？	<p>原則「✓」のみの記載をお願い致します。</p> <p>「✓」以外の内容（文章や質問等）を記載頂きますと審査に時間を要し、申請処理が遅延する原因となります。</p>
16	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	手続き、費用	適合検査チェック表の定款ですが、事業部は法人格を持っておりません。会社の定款にドローン関連事業が追加される予定ですがこれでよろしいでしょうか。	問題ございません。会社の定款をご提出ください。
17	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	手続き、費用	適合検査チェックリストについて、分校も申請したい場合、1部で複数校の申請をしても宜しいでしょうか？	<p>原則各分校ごとに書類のご提出をお願いさせて頂いております。</p> <p>但し、同意書に関しましては、同意書内に申請をご希望される複数のスクール名の記載がある場合には受理させて頂いております。</p>

No.	大項目	中項目	質問	回答
18	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	手続き、費用	送付書類が数点あるかと思いますが、どの書類をどこに送付すれば宜しいでしょうか？	ご送付頂く書類と各送付先の組み合わせは以下の通りになります。 【JUIDA宛て】 ・同意書（運営支援サービス） ・適合検査チェックリスト 【ジーテック様、JUIDA宛て】 ・同意書（行政書士代行サービス） TO:all@gtech-inc.jp（黒沢行政書士） CC:juida-support@uas-japan.org
19	JUIDA国家ライセンス運営支援サービス	手続き、費用	JUIDA国家ライセンススクール運営支援サービスの契約とは、既存の契約にプラスして再契約が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
20	国家ライセンス全般	DIPS	DIPSとは現行の飛行許可承認申請で使用するサイトのことか	ご理解のとおりです。
21	国家ライセンス全般	許可承認	二等ライセンスや民間資格の不保有者の飛行申請は難しいか	個別の許可・承認申請については今までどおり申請が可能です。特段取扱いに変更はありません。
22	国家ライセンス全般	許可承認	国家ライセンス制度開始後は現行の許可承認制度はいつまで存続するか	令和5年12月の新規HP掲載団体の最終掲載から一定期間経過後、民間技能認証による飛行の許可・承認の審査簡略化の運用(HPにおける掲載終了含む)が廃止となります。本件については、新制度の期日が確定した際に、航空局様ホームページ上で周知されます。一方で、通常の許可・承認申請は今後も継続していきますので、一部書類の省略がなくなるものの、申請自体は可能です。
23	国家ライセンス全般	許可承認	二等免許はDIDや夜間飛行目視外飛行の許可承認が不要ということか	お尋ねの「DID、夜間、目視外、30m」については、2等ライセンスを有し、かつ機体認証を受けた無人航空機による飛行の場合において、特段の手続き等なく飛行することができます。この場合、国土交通省令で定める飛行の安全を確保するための措置として飛行マニュアルを作成し遵守する必要があります。ただし、空港周辺、高度150m以上、催し場所上空、危険物輸送及び物件投下並びに最大離陸重量25kg以上の無人航空機の飛行は、リスクの高いものとして、国土交通大臣の審査を受け、飛行の許可・承認を受けることが必要となります。
24	国家ライセンス全般	国交省ページ	登録講習機関関連や学科試験サンプル等の国交省関連HPのURLはあるか	サンプルを含む関連資料については、以下リンクをご参照ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/koku/license.html">https://www.mlit.go.jp/koku/license.html</a>

No.	大項目	中項目	質問	回答
25	国家ライセンス全般	その他	国家ライセンスに対する民間ライセンス存続のメリットは何か	国家ライセンスは自動車同様となりますが、最低限の知識を身につけるにとどまりますので、JUIDAライセンスの方がより細部に亘り教えております。許可承認を省略したいという意図であれば国家ライセンスを受講するメリットはありますが、詳しく勉強されたいということであればJUIDAライセンスをおすすめいたします。
26	国家ライセンス全般	資格取得に関して	持病「てんかん」を持っているのですが、ドローンの資格を取得できるのかという内容です。 資格とは、JUIDA操縦技能証明証と国家ライセンス一等、二等を指しております。	<p>【JUIDA技能証明】</p> <p>〈回答〉</p> <p>普通自動車の免許をお持ちの場合は問題ございません。 普通自動車の免許をお持ちでない場合にはJUIDAにて総合的に判断をさせていただきます。</p> <p>〈根拠〉</p> <p>■ JUIDA 操縦技能証明証規約</p> <p>・第3条4項「普通自動車の免許を有していること。免許を有していない場合には、矯正視力が両眼で 0.7 以上、かつ、一眼でそれぞれ 0.3 以上であること。一眼の視力が 0.3 に満たない方若しくは一眼が見えない方については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。また、障害を持っている場合は、事前に JUIDA に申告し、JUIDA が総合的に判断を行う。」</p> <p>【国家ライセンス】</p> <p>〈結論〉</p> <p>技能証明の取得は不可能ではございませんが技能証明を拒否または一定期間保留される可能性がございます。</p> <p>〈根拠〉</p> <p>■ 航空法</p> <p>・第百三十二条の四十六をご参照下さい。</p>
27	国家ライセンス全般	JUIDA資格	国家ライセンス制が始まりましたが、今後もJUIDA認定資格は残るのでしょうか。	JUIDA認定資格も残ります。
28	国家ライセンス全般	登録免許税	登録免許税は個人としてはいくら支払うのか。	一等の場合のみ3,000円支払います（二等は不要）
29	国家ライセンス全般	登録免許税	登録免許税はスクールとしてはいくら支払うのか。	一等二等どちらの場合もそれぞれ9万円ずつ支払います。
30	国家ライセンス全般	飛行経験	飛行経験の証明にはどのような方法があるか。	自己申告で飛行経験を記載頂く予定です。

No.	大項目	中項目	質問	回答
31	国家ライセンス全般	管理者要件	(管理者について) 管理者または副管理者の資格については一等または二等の講師資格必須であるということか。	管理者要件と講師要件は別となっております。
32	国家ライセンス全般	機体	教習(試験)使用の機体は何か。	「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示」における別表第二の三と四にそれぞれ実地講習と修了審査において用いる実習用機体の要件が記載されています。
33	国家ライセンス全般	機体	機体はJUIDAにて標準機体のあっせんを行うか。	機体の斡旋については今のところ実施する予定は御座いません。
34	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	民間ライセンス保持者の国家ライセンス移行時には登録講習機関での学科・実技を短縮受講し登録講習機関にて試験を受けるということか。	座学、実技ともに短縮という理解で問題ありません。1等・2等ライセンスについても同様の認識で結構です。試験については、座学については指定試験機関が指定する試験場所で受講して頂く必要があります。
35	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	経験者の講習時間の減免の適用対象についてJUIDA資格取得直後は経験者に該当するか、又、修了証発行までの期間は経験者として取り扱われるか。	適用対象としましては、JUIDA操縦技能証明証にかかるコースを受講完了直後であり、修了証をまだ取得してはいませんが、取得できる見込みである場合を含みます。
36	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	操縦技能証明書と安全運航管理者証明証の両方保持による国家資格以降の優遇処置はあるか。	操縦技能だけが優遇措置の対象となります。
37	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	(講師について) 実績のある講師等一定の条件を満たす講師について、資格審査を免除とすることは可能か。	どのような経験を持たれていても、資格審査自体の免除はありません。
38	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	一等と二等の両方の講師となる場合、一等講師の講師講習受講があれば二等の講師講習は減免となるか。	1等は2等が同じ内容の講習となっております。指定の講座をご受講下さい。
39	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	国交省HP掲載の講習団体で年数、飛行時間、講師経験期間が満たされれば講師講習受講のみで講師となれるか。	講師研修に加え、修了審査を行う場合は、修了審査員研修を受講いただく必要があります。 また、優遇措置がいつまで継続されるかという点については現時点では明らかにされておられません。
40	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	講師養成講座の実技は新規講師のみが対象となり、既存のJUIDA講師は受講の必要はないか。	講師養成講座の受講は告示により定められているため、登録講習機関にて講習を行う全ての講師の方にご受講いただく必要があります。
41	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	実地試験免除対象者は下記の対象者との認識で誤りはないか ①初学者： ・新制度対応講習(新規)を受講の上、修了審査に合格した者(修了証) ②経験者： ・有資格者を含め、経験者と判断された者 ・新制度対応講習(経験者)を受講の上、修了審査に合格した者(修了証)	①、②は認識のとおりです。経験者であるだけでは試験は免除にならず、実技および座学の講習時間が短縮されるのみとなります。

No.	大項目	中項目	質問	回答
42	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	経験者講習受講資格について、以下のそれぞれの有資格者の中で費用・講習時間・内容の区別は存在するか ・操縦技能 ・安全運航管理者 ・他団体資格保有者	JUIDAとしましては、操縦技能を取得されている方そして他団体の同様の資格を取得されている方を経験者扱いとして、講習時間の減免が可能であるとしておりますが、ご質問に挙げていただいた3つの有資格者間にて費用・講習時間・内容の区別を行うかどうかはJUIDAにて特段の定めはございません。各スクールにてご判断いただきます。
43	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	JUIDAにて設定する経験者講習とカリキュラムにおいて、既存の他団体有資格者へも対応が可能か。	可能です。
44	国家ライセンス全般	経験者優遇措置	JUIDAスクールと他組織のスクールの間での優遇処置等の違いはあるか	特にありません。ただし、JUIDAは特別にスクール様にサポートを用意させて頂いておりますので、サポート内容の差があるかと思えます。
45	国家ライセンス全般	講師要件	HP掲載団体の講師経験はJUIDA以外も通算は可能でしょうか。	HP掲載団体の講師経験はJUIDA以外も通算は可能です。
46	国家ライセンス全般	講師要件	講師の経験年数の起算時はHP掲載以降であるか。	ご認識の通りです。
47	国家ライセンス全般	講師要件	(講師について)「講師の条件への適合宣誓書」の本文に記載の条件は「一等二等とも限定解除されていること」と読み取れるが正しいか。	こちらは当初の暫定措置として、HP掲載団体の講師については講師となれるということではありますが、いずれは記載のとおり限定解除なしの1等又は2等資格が必要になると思われます。いつから必要なのかという点についてはまだ公表されておられません。
48	国家ライセンス全般	講師要件	登録講習機関の一等講師を取得と同時に操縦ライセンス一等も取得したことになるか	別物です。1等の講師という資格はなく、条件にあてはまっているかどうか、研修を受けたかどうかで判定されます。
49	国家ライセンス全般	講師要件	以下はそれぞれ兼任可能であるか 登録講習機関管理者、講師、修了審査員	講師の兼任制限については定めておりません。
50	国家ライセンス全般	講師要件	一等(二等)無人航空機総集技能証明保有者が資格取得前に1年(6ヶ月)以上の飛行実績がある場合、講師の要件を満たすか?	いいえ。一等(二等)無人航空機操縦技能証明資格取得後、1年(6か月)以上の飛行実績が必要となります。
51	国家ライセンス全般	講師養成	講師が受講すべき研修はあるか。	告示「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示」を確認ください。
52	国家ライセンス全般	講習・試験	学科試験はCBT(Computer Based Testing)方式を想定との事ですが、ドローン・スクールでPCとかタブレット及びインターネット環境準備の必要はあるか。	CBTは外部のテスト機関で受講いただきます。スクールでご対応頂くことはありません。

No.	大項目	中項目	質問	回答
53	国家ライセンス全般	講習・試験	操縦ライセンスに必要な身体検査の具体的な実施方法はどのようなものか。	<p>運転免許証等の提示有効な公的証明書の提出・医療機関の診断書の提出が必要となります。</p> <p>詳細はこちらをご覧ください。</p> <p><a href="https://ua-remote-pilot-exam.com/procedure/non-licence-holder-designated-organization/">https://ua-remote-pilot-exam.com/procedure/non-licence-holder-designated-organization/</a></p>
54	国家ライセンス全般	講習・試験	学科講習、実地講習において必要な履修科目は何か。	告示「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示」を確認ください。
55	国家ライセンス全般	講習・試験	登録講習機関の講師と管理者と修了審査員に対する研修の講習を行う人の選任はどのような基準で決まりどのような人が選任されるのか。	登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示第2条第2項第2号において「講師に必要となる知識及び能力を十分に有し、研修を適切かつ確実に行うことができるものと認められる者」によって行われることを求めています。選任については、実施しようとする講習内容・規模に応じて各登録講習機関の責任において行うことを想定しています。
56	国家ライセンス全般	講習・試験	JUIDA認定講習と国家ライセンス講習を抱き合わせで行った場合、座学の部分で重複する内容がかなりあるかと思いますが、一部割愛することは可能なのでしょうか？	届出において提出した座学講習を実施いただく必要があるため、国家ライセンス講習を割愛することはできません。しかしながら、JUIDA認定講習を受講いただくと、経験者扱いとなり座学の受講時間を短縮可能となります。また、今後重複を省けるよう、JUIDA認定講習にて使用するテキストの改訂を検討しております。
57	国家ライセンス全般	講習・試験	一発試験を受験する際、1等修了審査及び2等の一部試験にて、attiモードの切り替えと合わせ、メニュー上からビジョンセンサーをOFFにして試験を実施するのか	<p>attiモードに切り替える際、別途ビジョンセンサーをOFFにすることは無いです。ただし、以下の点に留意する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Phantom4シリーズの現在のファームでの仕様</li> <li>・ 他の機体（他メーカー含む）で「A」モードは「ビジョンセンサー等の水平方向の位置安定機能OFFの状態」を確認しなければならない</li> </ul> <p>また、下方センサーの設定について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ATTIモード</li> <li>・ 下方センサーはカットしない</li> </ul>
58	国家ライセンス全般	講習・試験	国家ライセンス教習のカリキュラムにおいて、既存JUIDA教習を利用できるものがあれば、利用した上でカリキュラム作成を行いたいと考えています。国家ライセンス教習に対応して、JUIDA教習のカリキュラム内容の変更等はございますでしょうか。	<p>令和5年度以降に操縦技能のテキスト改編を検討しております。</p> <p>JUIDA講習をご受講後、国家ライセンス講習を可能なかぎり重複なくご受講いただけるよう、既存テキスト構成の変更を検討していく予定です。</p>

No.	大項目	中項目	質問	回答
59	国家ライセンス全般	設備	実地講習や修了審査に必要な機体や設備などは規定や基準はあるか。	告示「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示」を確認ください。
60	国家ライセンス全般	設備	トレーニングケーブルとは具体的に何を指すのか。	修了審査員がオーバーライドするために使用するプロポと、受講者のプロポを繋ぎ、オーバーライド目的に使用するためのものです。ただし、無線などの他の手段でオーバーライドが可能な場合は、不要です。
61	国家ライセンス全般	設備	告示P19・ハ・1について 「オーバーライドができる事、ただし、修了審査を行う空域周辺の安全を確保できる場合はこの限りではない。」とあるが、係留措置を取った場合は安全を確保できる場合を含むのか。	係留措置は安全確保の一部となる可能性はありますが、オーバーライドを不要とするためには不足していると考えております。告示で述べている安全を確保できている場合とは、修了審査員、受験者及び修了審査員補助者の安全が確保出来る他、機体の試験場外の空域への飛行を防ぐことを想定しております。一方、係留による措置では、機体の試験場外の空域への飛行を防ぐことは可能かと思いますが、修了審査員、受講者及び修了審査員補助者の安全は必ずしも確保できないと考えます。